

地域福祉援護事業

1. 福祉有償運送事業

当市は、大阪府中部ブロック福祉有償運送※市町村共同設置運営協議会に参画し、実施事業者の申請窓口として、協議会における審査への出席及びその運営にかかる負担金を執行した。

※ 福祉有償運送

…NPOや社会福祉法人などの非営利法人が、高齢者や障がい者などの公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院や通所などを目的に有償で行う車による移送サービス。

福祉有償運送とは、NPOや社会福祉法人などの非営利法人が、高齢者や障がい者などの公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、レジャーなどを目的に有償で行う車による移送サービスのことをいう。高齢化の進展、障がい者の社会参加の定着、介護保険や支援費制度の導入等を契機としてニーズが一層拡大し、実施する団体も増加してきている。このような福祉有償運送を行なうには、道路運送法による「登録」が必要である。これまでは、道路運送法第80条の例外許可として通達（ガイドライン）に基づいて運用されていたが、平成18年10月1日に道路運送法が改正され、法第78条第2項に規定する「自家用有償運送」の一類型として法律に基づく制度となった。

2. 成年後見制度利用支援事業

○市長申立てによる成年後見審判請求

判断能力が不十分で、親族による成年後見審判※請求のできない方のために市長申立てが行える制度に対し、2件の利用があった。

※ 成年後見審判

…認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分になった本人に代わり、家庭裁判所が選任した後見人等が財産管理や身上監護を行い、本人が安心して生活できるよう保護支援する制度。

○市民後見推進事業

認知症高齢者の増加、知的障がい者や精神障がい者の地域移行（自らが選択した地域で生活するために、必要なサービスや資源を利用し、安心した地域生活を送ることを確保すること）が進む中で、判断能力が不十分な方の生活を見守り、財産を管理する後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の必要性はより一層高まっている。

一方で、親族が本人の後見人等となっている割合について、少子高齢化や核家族化の影響などから年々減少している。このような背景から、親族以外の後見人（弁護士、司法書士、社会福祉士、法人等）に加え、新たな担い手として、地域で身近な関係を活かした支援を行う「市民後見人」の後見活動に期待が寄せられている。

判断能力が不十分となっても、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、市民後見人の活動をしてみたいと思われる方を養成し受任につなげるため、本事業を実施した。

専門職に代わって、市民目線で成年後見人を勤めていただける人材を養成するため、オリエンテーションから実務講習までを実施し、修了者を後見人バンクに登録した。

3. 行旅病死関係事業

行旅死亡人（こうりょしぼうにん）とは、病気または自殺と推定される原因で死亡し、遺体の氏名、住所、本籍地等が判明せず、遺体の引き取り手が存在しない死者を表す法律上の名称であり、行旅死亡人または、身元は判明しているが引き取り人が存在しない死亡人が発生した場合には、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」及び「墓地埋葬法」並びに「河内長野市行旅病人及び行旅死亡人取扱要綱」に基づき、遺体を火葬し、遺骨として行旅死亡人墓地で一時保管・仮安置することとなる。

火葬等の費用については、遺留品に現金や有価証券があればそれを費用に充てるが、遺留金銭で足りない時には、本事業費によって、費用負担することとなる。なお、負担した費用については、大阪府へ費用弁償請求を行い、費用弁償を受ける。平成27年度は4件、762,444円で実施した。

また、行旅病人の救護や居住地のない者で所持金等を持っていないため、帰郷できない者に対して、帰郷する交通費として、平成27年度は4名に対して、3,590円を支給した。